

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月5日(水)午前9時30分から午前11時4分

2. 開催場所 役場1階第2会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 有賀 勝英
会長職務代理者	2番 宮原 光平
委員	3番 原 美子
	4番 宮澤 依子
	5番 中村 良治
	6番 小島 敏雄
	7番 新村 幸子
推進委員	中村 脩司
	小澤 清之
	中條 清春
	栗林 秀樹
	福島 正一郎
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

報告事項

(1) 専決事項について

8月許可決定の5条2件については、長野県農業会議から8月10日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

(2) 報告事項

8月に条件付で許可決定した5条1件については、申請者双方より8月13日付けで土地の通行に関する覚書の提出があったので、許可指令書を交付した。

(3) 農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志
書記	役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

おはようございます。8月は今までに経験したことのないような暑さ、また同じ8月に今までの最低の寒さ、ここにきて台風ということで、自然の力というか、私たちにはどうにもならない脅威を感じるわけでありまして。9月度の農業委員総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

あらためておはようございます。この間の暑気払いには大勢の方が参加して、有意義にできたと思っておりますのでありがとうございます。昨日の台風ですが、日曜日はリンゴがかなり落ちていましたけれど、田んぼについてはそれほどの被害はなかったかと思えます。一番の問題は、宮澤さんの果樹園の関係でだいぶ落ちたような気がしますけれど、それも風には勝てないということで天災というしか我々には言葉もありませんけれど、非常に気の毒に思っております。1年に1度しか獲れない非常に貴重なものですので、なんとか加工ができるように手配をお願いしたいと思えます。旅行も日が決定しまして、パスポートの申請についても説明があると思えますのでよろしく協力をお願いします。簡単ですが、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

5番の中村委員さんと6番の小島委員さん、お願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議事に入ります。議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくをお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。

新潟県新潟市南区・・・番地にお住まいの A さん所有が所有いたします大字上

島・・・番、地目は田、面積656㎡を、辰野町大字上島・・・番地にお住まいの B さんが取得するものです。

申請地は以前から譲受人の B さんが借り受け耕作をしておりましたが、このたび所有権を移転したいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は25㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、原委員、中條推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

ご説明いたします。8月22日に中條さんと一緒に行ってきました。譲受人の B さんも立ち会っていただきました。今説明してもらったように、ずっと B さんが借り受けて耕作してきた田んぼです。場所は(場所の説明)でとても良い所なんですね。お米がうんとおいしい所なんだよと B さんがおっしゃっていました。今の説明のとおり、B さんに耕作の能力が十分あるし、とても誠実な方で、境もきちんとなっていました。以上報告いたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。次をお願いします。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏をご覧ください。

東京都江東区越中島三丁目・・・番・・・号にお住まいの C さんが所有いたします大字伊那富・・・番、地目は畑、面積2221㎡を、伊那市日影・・・番地にお住まいの D さんが取得するものです。

先月、同様の申請者より農地法3条の申請があり、3筆の所有権移転を許可してありますが、このたび新たに1筆の申請がありました。地図では、黄色の塗りつぶし部分が今回の申請箇所、水色の斜線部分が先月許可を得た箇所になります。

今回の申請地は、登記地目が山林であります。隣接する畑とともに果樹園として利用されていた場所で、現在は休耕となっております。農地法は、登記地目にかかわらず、現況が農地として利用されている土地につき適用されますので、休耕地ではありませんが農地法の許可が必要であると判断いたしました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は161㍍で下限面積を超えており

ます。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては原委員、中條推進委員から意見書をいただいております。

<中條推進委員>

これはこの前に連絡きましたもので、今回隣の山林もということですので、原委員と私と不動産の方とで立ち会ってきました。この前も言ったように、草ボウボウで状態は確認ができなかったんですけど、そういう所のものでした。前はよかったんですけど、手前から見た感じなので前回同様をお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしいですかね。では挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。次をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～4番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転であります。地図は2枚目の表を、配置図は2枚目の裏をご覧ください。

こちらの土地の名義は、亡 A 相続財産となっており、長野家庭裁判所伊那支部にて相続財産管理人が選任されておりますので、相続財産管理人からの申請を受け付けました。辰野町大字平出・・・番地に事務所を構える司法書士の B さんが相続財産管理人となっております、大字小野・・・番、地目は畑、面積832㎡および、大字小野・・・番、地目は畑、面積120㎡、以上2筆、計952㎡を、駒ヶ根市赤穂・・・番地に所在する C 株式会社が取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

地図で着色をしてある部分であります。申請地周辺は先月の総会にて、太陽光発電施設の新設のため許可を得た場所になります。その際に説明させていただきましたが、今回の申請地は計画段階で所有者がお亡くなりになり、法定相続人不在のため家庭裁判所にて相続財産管理人が選任されました。相続財産管理人が選任された土地については、土地の権利移動に関して家庭裁判所の許可が必要となりますが、このたび家庭裁判所の許可がおりましたので転用許可の申請がありました。

また、先月申請のありました21筆につきましては地上権の設定でありましたが、今回申請の2筆につきましては、相続財産管理人の今後の負担を考え、所有権を移転し事業を行うとのことあります。先月許可の地とあわせた全体面積は19,011㎡で、パネルの全体枚数は4,140枚であります。

申請地は宅地および山林に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的

2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。こちらは農振農用地でしたが平成30年3月23日に農振除外の公告が済んでおります。この件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見をいただいております。

<中村委員>

今月出るという話は聞いていなかったんですが、内容につきましては事務局で説明があったとおりで、Aさんがお亡くなりになり2筆残っていたところですのでよろしくお願ひします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは2番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は3枚目の表を、配置図は3枚目の裏をご覧ください。

茅野市玉川・・・番地にお住まいのDさんが所有いたします、大字横川・・・番、地目は畑、面積86㎡を辰野町大字横川・・・番地にお住まいのEさんが取得し住宅敷地(駐車場)を拡張するための申請でございます。

譲受人のEさんは、申請地を取得し自家用、来客用3台分の駐車場としたい計画です。地図で着色をしてある既存の宅地とあわせた全体面積は708.32㎡であります。

申請地は宅地に囲まれた10ha未滿の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、中村委員、小澤推進委員から意見をいただいております。

<小澤推進委員>

場所は(場所の説明)にあります。地目は畑ですが現況は更地になっていて、草も刈ってあり、除草剤もまいてあり、いつでも駐車場にできるような状態でした。境界もはっきりしていて、問題ないと見てきましたのでご審議のほどお願いします。

<有賀会長>

ありがとうございました。この件について何かご質問がございましたら。よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

<唐澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は4枚目の表を、配置図は4枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの F さんが所有いたします、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積298㎡、および辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの G さんが所有いたします、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積250㎡、以上2筆、面積548㎡を東京都足立区梅島三丁目・・・番・・・号に所在する H 合同会社が取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人の F さん及び G さんは、労働力不足により耕作できず土地の有効活用を検討しておりました。譲受人の H 合同会社は、申請地に太陽光パネル192枚を設置し、売電を行いたい計画です。

申請地は宅地および山林に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、原委員、宮原代理から意見をいただいております。

<原委員>

宮原職務代理さんと一緒に行ってきました。実は G さん所有の土地は境がはっきりしているんですが、F さん所有の土地は雑草が生えていました。一緒に来てくださった行政書士の I さんにきちんと境を見せてくださいと粘って、公図があるので多分大丈夫ということで、境の杭は見ることはできませんでした。境はしっかりしてるだろうということにさせてもらってきました。いずれにしても太陽光発電で G さん所有の土地の北向かいには家が建っていますので、そこに報告がないということなので、報告だけはしてくださいという要望はしてきました。以上です。ご審議のほどお願いします。

<有賀会長>

承諾はとっていないということですか？

<原委員>

その時点ではとっていないということでした。

<事務局>

添付書類としては求めていませんが、トラブルにならないためにも近隣には話をしたいと思っています。

<有賀会長>

この件についてご質問はありますか？了解だけはとってほしいと思います。

<事務局>

では許可証を交付する前に確認をさせていただきます。

<栗林推進委員>

業者がつくった図面と現況の公図とが違って、人の土地まで太陽光発電を作るような図面が出来上がっていた。境を確認したら、ここは違うよということを言った事例があるので、境界はしっかりしたほうがいいと思う。

<原委員>

行政書士のIさんが立ち会ってくださったんですけど、今まで何件か立ち会った経験から言うと、前もって境部分の所を草を刈ってくれる丁寧な方と、今回の方は何もなさっていないで、きちんと草を刈って見れるようにしておいてほしいですねとおっしゃられていて、色々な人がいるんだなというのが正直な感想でした。Iさんの説明のように、道路とが完全に境だったので公図どおりだろうなという判断をしました。

<栗林推進委員>

馬入れが実際の図面と違ったところに入っている場合があるので、境がはっきりしないと後で問題になってはいけませんからね。

<原委員>

ほんとにすごく大事なことなんだなと思いました。

<有賀会長>

この件についてほかによろしいですかね？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<唐澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は5枚目の表を、配置図は5枚目の裏および6枚目の表をご覧ください。

辰野町大字平出・・・番地にお住まいの J さんが所有いたします、大字平出・・・番、面積85㎡および、大字平出・・・番、面積1035㎡および、大字平出・・・番、面積9.33㎡、以上3筆、すべて地目は畑、面積1129.33㎡を松本市野溝木工二丁目・・・番・・・号に所在する有限会社 K が取得し、太陽光発電施設および管理用地(駐車場)を新設するための申請でございます。

譲渡人の J さんは農業経営の縮小を検討しておりました。譲受人の有限会社 K は、申請地に太陽光パネル240枚を設置し、あわせて太陽光発電施設管理のため1台分の駐車場を新設したい計画であります。

申請地は第1種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、小島委員、新村委員から意見書をいただいております。

<小島委員>

この案件につきましては去る8月19日に新村委員さんと、現地におきまして箕輪町の L 行政書士さんより説明を受けながら境等の現地確認を行いました。場所は図面の下にあります(場所の説明)の北側ということで、畑でございます。道路との間には東天竜が流れております。道路幅は約4メートルで、現地に渡るためのコンクリート製の橋の幅は3.8mということで、工事車両の出入り等には支障がないものと判断しました。今お話があったように、Jさんが高齢者ということで、土地の有効活用をはかりたいということで、去る6月22日に周辺地権者への説明をひらいて、地元区長、総代も同席しておりますが、その席で同意を得たということです。当日の現地確認では周辺農地への影響は考えにくく有益な土地活用かと考えております。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問はありますか？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<事務局 横内>

諮問案件の確認をいたします。今回県の諮問を受けなければならない規定の案件は1つもありませんので、町独自で4件とも許可できる案件となりますが、特段県の意見を聞きたいものはありますか？よければ県の諮問は無しで、4件を町の許可とさせていただきたいと思っております。

報告事項

<唐澤事務局次長>

それでは報告事項であります。

1番、8月許可決定の5条2件については、長野県農業会議から8月10日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付しております。

2番、8月に条件付で許可決定した5条1件については、申請者双方より8月13日付けで土地の通行に関する覚書の提出があったので、許可指令書を交付しております。

3番、農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが5件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上です。

<有賀会長>

それではその他お願いします。

その他(事務局 横内)

○第3回長野県農業委員会大会における要請事項(素案)について

<栗林推進委員>

「鳥獣被害対策の強化」については表題に格上げしてはどうか？

<一ノ瀬事務局長>

辰野町のような中山間地域で掲げる問題として、鳥獣害被害は深刻な問題。もっと大きなくりに加えてもらいたいという提案を事務局へに伝えたい。

○北部3町村農業委員会交流会について

○農業委員会研修旅行について

○遊休農地発生防止・解消対策(えごま)について(古村推進委員長)

刈り取り:白えごま10月初旬、黒えごま10月中旬の予定

<一ノ瀬事務局長>

徳島県阿南市農業委員会の新聞掲載記事のコピーを添付した。全国で農業委員会が人・農地プランに積極的に関与する事例はまだまだ少ない。人・農地プランは地域農業の未来の設計図。今後は辰野町でも会議のもちかた、内容等改善すべきところが多々あるが、情報が人・農地プランの中に集約されてくるので、個別の農業者支援のために活かしていくという中継ぎ、コーディネートができるといった内容の記事である。秋の人・農地プランの際にもよろしく願いたい。要望があれば伺いたい。

<唐澤事務局次長>

8月終わりに人・農地プラン会議開催した。その地域の農業の将来の設計図といわれる重要なもの。今回は事情により8月末に開催したが、農業委員会においては農業者の代表として是非ご参加いただきたい。

<一ノ瀬事務局長>

何かご質問はありますか？農地台帳配布の際に農業アンケートをやり、約2000件の集計作業が終わり、整理して分析の段階に入っている。どのような形で現在の農業を反映されているかも含め、次回には基礎的なものを提出できるかなと思っている。個別の農業者への対応としては要望があれば活用いただける。人・農地プランの前にはお示しできると思います。

<有賀会長>

この間9月3日に上伊那の農業者会長会で情報事業推進特別懇談会というのがありまして、ぜひ農業新聞を購読してもらいたいということです。辰野町は少ないということでございまして、なるべく多く部数を増やしたいという要望がありましたので、強制ではないが購読をお願いします。

○次回委員会開催日:10月5日(金) 午前9時00分から 役場第2会議室

(閉会)

<宮原職務代理>

いろいろ話題が出ましたが9月度の総会を閉会としたいと思います。ご苦勞様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印